

毎週月.水.金曜日発行

# 富 山 県 報

令和元年 8 月 23 日

金 曜 日

第 4535 号

## 目 次

### 告 示

- 指定障害福祉サービスの事業の廃止 1
- 保安林の指定予定 2
- 指定自立支援医療機関の指定 4
- 定款変更及び新規土地改良事業施行の認可

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 5
- 大規模小売店舗立地法による意見書の概要
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 6

## 告 示

### 富山県告示第351号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和元年 8 月 23 日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号	事業者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
就労移行支援	令和元年 8 月 31 日	1610200618	合同会社一歩一会	高岡市北島 375番 2 号 1 階-2	C' s 4	高岡市北島 375番 2 号 1 階-2

**富山県告示第352号**

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の規定により告示する。

令和元年8月23日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 保安林予定森林の所在場所**

富山県黒部市宇奈月温泉字大尾16の1、6248、6249

**2 指定の目的**

土砂の流出の防備

**3 指定施業要件**

立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

**(2) 立木の伐採の限度**

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び黒部市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**富山県告示第353号**

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の規定により告示する。

令和元年8月23日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 保安林予定森林の所在場所**

富山県下新川郡朝日町境字熊谷49、字竹屋598の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び朝日町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 富山県告示第354号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の規定により告示する。

令和元年8月23日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

富山県下新川郡朝日町笹川字大鷲谷1の2から1の7まで、1の9から1の17まで、字冷平5042、5043の甲、5043の乙、5044、5045の1から5045の4まで、5046の1、5046の2、5047の1、5047の2、5048から5052まで

2 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び朝日町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 富山県告示第355号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和元年8月23日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
訪問看護ステーションひまわり	氷見市余川1153番地2	精神通院医療		令和元年8月15日

#### 富山県告示第356号

定款変更及び新規土地改良事業施行の認可について

朝日町土地改良区から申請のあった定款変更及び大家庄地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項及び同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、令和元年8月9日認可した。

令和元年8月23日

富山県知事 石 井 隆 一

公 告

**特定非営利活動法人の定款変更認証の申請**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和元年8月23日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日  
令和元年8月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人上庄谷地域協議会
- 3 代表者の氏名  
江渕 兵一
- 4 主たる事務所の所在地  
富山県氷見市久目 275番地2
- 5 定款に記載された目的

この法人は、上庄谷地域を中心とする地域住民や来訪者に対して、地域住民との交流促進や地域活性化に関する事業を行い、地域の魅力作りと住民の安心・安全な生活の確保に寄与することを目的とする。

**大規模小売店舗立地法による意見書の概要について**

平成31年4月5日付けで公告した大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第2項の規定により意見書の提出がなされたので、同条第3項の規定により公告し、当該意見書を縦覧に供する。

令和元年8月23日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 店舗の名称及び所在地  
SUPER CENTER PLANT 黒部店 黒部市立野 168番1 ほか72筆
- 2 店舗を設置する者 有限会社ダイケン
- 3 市町村の区域内に居住する者等の意見の概要
  - (1) 交通安全対策に関すること
  - (2) 交通渋滞に対する安全確保に関すること
  - (3) 騒音及び環境等への配慮に関すること
  - (4) 地元の地域振興に関すること
- 4 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 5 縦覧期間 令和元年8月23日から令和元年9月24日

### 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和元年8月23日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 店舗の名称及び所在地  
サンコー野村本店 高岡市能町字東野 159番1
- 2 店舗を設置する者 三幸株式会社
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前) (仮称) サンコー野村店 高岡市能町字東野 159番1  
(変更後) サンコー野村本店 高岡市能町字東野 159番1
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

## 代表者の氏名

(変更前) 三幸株式会社 高岡市御旅屋町85番地 代表取締役 土田 一清

(変更後) 三幸株式会社 高岡市野村1711番地 代表取締役 土田 一清

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 建物南側 ほか 49㎡

(変更後) 建物南側 ほか 235㎡

## (4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 5箇所 建物東側 ほか

(変更後) 6箇所 建物東側 ほか

## (5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前6時～午後7時

(変更後) 午前6時～午後10時 ほか

4 変更の日 令和2年4月8日 ほか

5 変更の理由 来客の利便性向上及び搬入計画の変更のため ほか

6 届出の日 令和元年8月8日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 令和元年8月23日から令和元年12月23日まで

## 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

